

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 用水改良事業所処務規程
- ◇告示 土地改良区の定款変更認可
肥料の登録有効期間の更新
土地改良区から理事の氏名、住所の届出
土地改良区の定款変更認可
右 同
- ◇人委規則 家畜傳染病予防法第六条による命令
人事委員会の権限を事務局長に委任する
規則を廃止する規則

訓令

鳥取県訓令第二十六号

用水改良事業所

用水改良事業所処務規程を次のように定める。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

用水改良事業所処務規程

(総則)

第一条 用水改良事業所（以下「事業所」という。）の
処務については、別に定めるものを除く外、この規程
の定めるところによる。

(分掌事務)

第二条 事業所は、次に掲げる農業水利改良事業の事務
をつかさどる。

- 一 調査設計に関すること
- 二 工事監督に関すること
- 三 用地買収並びに補償に関すること
- 四 その他特に命ぜられたこと

(起工)

第三条 所長は、当該年度において執行する工事につき、
予算の範囲内で実施設計書を調製し、起工についての
意見を知事に具申しなければならない。

(工事の変更)

第四条 起工決裁後、工事の変更を要するときは、設計書(新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は墨書とする。)を調製し、その事由を附し知事に提出しなければならぬ。

(工期の延長)

第五条 所長は、工事着手又は完成延期願を受理したときは、その延期を要する事由及び日数を調査し、意見を附して知事に進達しなければならない。

(工事出来形及び完成の検査)

第六条 所長は、工事の出来高に対する検査の請求書又は工事完成の届書を受理したときは、第七條第一項但書の場合を除き実地調査の上、検査の必要を認めるときは請求書又は届書の欄外に検査を要する旨を記載し、これに認印して知事に進達しなければならない。

第七条 工事出来形又は完成の検査は、所長及び知事が命ずる技術吏員が行うものとする。但し、金額五十万円未満の工事又は知事が特に必要がないと認める工事

については、所長が検査することができる。

2 所長は、前項の検査が完了したときは、出来形検査書又はしゅん功検査書(第一号様式)を作成し請負代金の請求書とともに知事に進達しなければならない。

3 検査にあつては、関係者を現地に立ち会わせなければならない。

(用地等の買収又は補償)

第八条 所長は、工事執行のため、用地等の買収又は地上物件の移転、除却等による補償を必要とするときは、調書(第二号様式、第二号様式の二)を作成し知事に提出しなければならない。

(不用となつた土地又は物件)

第九条 所長は、工事執行の結果、不用となつた土地又は物件があるときは、調書を作成し、不用となつた日から十日以内これを知事に提出して、その指揮を受けなければならない。

(災害の場合の措置)

第十条 所長は、災害により、現に工事中の施設又は一

部完成した施設に被害があつたときは、その概況を速報するとともに、その状況を調査し、被害状況及び復旧計画の詳細を災害復旧事業計画書(第三号様式)により、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(所長の出張)

第十一条 所長が果外に出張しようとするときは、用務出張先及び期間を明らかにして、農林部長の承認を受けなければならない。

(専決事項)

第十二条 次の掲げる事項は、所長において専決することができる。

- 一 災害又は予期することができない障害若しくは災害を防止するため、上司の指揮を受けるいとまがないとき臨機の処置を講ずること
- 二 工事に緊急を要する場合工事の中間検査をすること並びに作業中止を命ずること
- 三 設計変更その他の理由により工事の作業中止を命ずること

四 その他軽易なこと

2 所長は、前項各号に掲げる事項につき専決処理したときは、関係書類を添えてすみやかに知事に報告しなければならない。

(意見具申)

第十三条 所長は、次の各号に掲げる場合には、その処置につき知事に意見を具申しなければならない。

- 一 設計変更その他の理由により請負契約の解除を要すると認めるとき
- 二 請負契約書に基き処分を要することがあるとき
- 三 契約期間内に工事のしゅん功又は材料の完納を期し難いと認めるとき
- 四 その他重要と認めるとき

(備付帳簿)

第十四条 所長は、次の帳簿を備えつけ整理して置かなければならない。

- 一 履歴書
- 二 出勤簿

- 三 勤務日誌(第四号様式)
- 四 宿日直日誌
- 五 宿日直命令簿
- 六 超過勤務及び休日勤務命令簿
- 七 旅行命令簿
- 八 備品整理簿
- 九 消耗品受払簿
- 十 郵便切手受払簿
- 十一 市外電話記録簿(第五号様式)
- 十二 人夫就労表(第六号様式)
- 十三 賃金台帳(第七号様式)
- 十四 文書受発件名簿
- 十五 送達簿
- 十六 工事監督日誌(第八号様式)
- 十七 材料受払簿(第九号様式)
- 十八 往復文書綴
- 十九 事業計画書及び実施設計書綴
- 二十 用地買収及び補償関係綴

- 二十一 調査試験関係綴
- 二十二 その他必要な書類

(報告)

第十五条 所長は、次の事項につき知事に報告しなければならない。

- 一 所員勤務状況報告(第十号様式)
 - 二 郵便切手精算報告
 - 三 市外電話使用報告(第十一号様式)
 - 四 工事進捗状況報告(第十二号様式)
 - 五 調査試験報告
 - 六 その他知事が命じた事項
- 2 前項第一号から第四号までの報告については、その月分を翌月五日までに、第五号及び第六号についてはそのつど報告するものとする。
- 3 所長は、鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)第六十一条の規定による地方事務所長の指揮監督を受けたときは、そのてん末につき農林部長に報告しなければならない。

(事業成績書及び工事出来形調書)
 第十六条 所長は、毎年五月末日までに事業成績書(第十三号様式)及び工事出来形調書(第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(事務処理)

第十七条 文書事務の処理については、鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)を準用する。

(事務の引継)

第十八条 所長が転職、免職又は退職した場合は、引継書及び簿冊目録を作成し、後任者又は知事が指定した吏員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を終つたときは、連署の上その状況を知事に報告しなければならない。

3 事業所が廃止されたときは、所長は引継書及び簿冊目録を作成し、耕地課長に引き継がなければならない。

(臨時出張所)

第十九条 所長は、工事監督上必要があると認める場合

には、知事の承認を受けて、臨時に出張所を設けることができる。

(雑則)

第二十条 所長は、この規程の施行に当つて必要な細則を定めることができる。

2 前項の細則を定めたときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 鳥取県農業水利改良事業出張所事務規程(昭和六年九月鳥取県訓令乙第百十六号)は、廃止する。

3 この訓令施行の際現に使用中の従前の規程による簿冊及び様式類で、用紙の残存するものは、この規程の定めるところにかかわらず、これを使用することができる。

第一号様式

出来形(しゅん功)検定書

年度		事業名					
工事場所		竣工年月日					
工事名称		請負人住所氏名					
		立会人氏名					
設計金額							
請負金額							
内訳	金 金	今回交付する額					
		前回の交付すべき額					
仕 訳							
名 称	材料及び形状	総数量	出来形数量 前回まで 今回まで	単位	単 価	金額	摘 要
					円	円	

合計								
請負金相当額								請負比率何歩
内 訳		前回までの交付済額						今回交付する額請負金相当額の内 追って交付すべき額
		今回交付する額						

上記のとおり検定しました。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

検査員 氏 名 ㊟

備考

- 出来形数量に対する単価表、数量計算表(書)及び図面を添付すること。
- 図面には今回出来形部分を赤色、前回までの出来形部分を黄色で表わすこと。
- 前回までの交付済額は朱書すること。

第二号様式

土地買収調書

(1) 総括表

地目	買収地積	単価	金額	摘	要
田	反				
畑					
宅地					
何々					
計					

(2) 明細書

土地所在	地番	地台帳	現況	地積	等級	帳簿買付価格	買収地積	単価	金額	所有者氏名	摘要		
市町村	大字	字	地番	台帳	現況	地積	等級	帳簿買付価格	買収地積	単価	金額	所有者氏名	摘要
						反		円	反	円			

備考 1 買収単価はその算定の基礎を別紙に記載し添付すること。
 2 買収地一覧図を添付すること。

第二号様式の二

補償調書

(1) 総括表

種目	数量	単価	金額	摘要
家屋移転補償				
母屋				
土蔵				
何々				
離作補償				
何々				
計				

(2) 明細書

市町村	大字	字	地番	物件の名称	数量	補償単価	補償金額	被補償者氏名	摘要
						円	円	住	

備考 1 補償単価はその算定の基礎を別紙に記載し添付すること。
 2 補償箇所を示す図面を添付すること。

第三号様式

何 災害復旧事業計画書

- 一 事業名
- 二 所在地
- 三 災害の原因及び被害状況
- (1) 発生日及び災害の原因
- (2) 被害内容及び被害額（被害写真を必ず添付すること。）
- (3) その他特記すべき事項
- 四 気象状況
- 五 復旧事業計画
- 六 工費明細書

第四号様式

勤 務 日 誌

所長印		職 名	氏 名	月 日	記 事	曜 日	天 候
所員の行動							
來所人の要領							
その他の事項							
第五号様式							
市 外 電 話 記 録 簿							
所長印	年月日	通 話 先	種 別	通話数	料 金	用 件	使用者印

第六号様式

昭和 年 月 日 夫 就 労 表

登録 番号	職種	住所	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	備 考
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		

第七号様式

昭和 年 月 日 賃 金 台 帳

登録 番号	職種	年令	氏名	日給	就労日数	割 増	計 金	其 他 給 付	計 額	控 除 税 額	差 引 額	受 領 印	作業名	責任者名
													時間外 手当	危険 手当

第八号様式

工 事 監 督 日 誌

監督員 職 氏 名 (印)

所長印	月	日	曜	日	天	候
労務者の職種別出役状況						
工事材料の搬入の状況						
支給材料の受払状況						
工事材料の使用状況						
作 業 状 況						
電力 水道機械などの使用状況						
工事 の予定工程に対する実績						
その他 参考となるべき事項						

何用水路										
何号開渠										
	堀さく									
	何々									
何号暗渠	何々									
合計										

- 備考
- 1 工種欄は設計書費目により記載すること
 - 2 数量は%によらずメートル、立方メートル、平方メートル等による数量で記載すること
 - 3 金額欄は出来高数量に対する金額を記載すること

第十三号様式

昭和 年度事業成績書

地区名

- 1 工事施工の方法及び状況
(註) 請負直営の区分並びに施工状況を記載すること
- 2 工事進捗の状況

種別	前年度までに施行した工事の程度	本年度までに施行した工事の程度	翌年度以降に残存する工事の程度	附記
工事費				
築堤工				
用水路工				
揚水機工				
機械器具費				

仮設工事費			
雑工事費			
用地買収費			
補償費			

- (註) 進捗歩合はなるべく事業量により算出すること
- 3 工事施行後の効果
 - (註) 全工事完了後及び当該年度工事完了による増産効果を米換算石数にて記載する外水利紛争の解決防止又は失業救済に対する効果(職業安定所を通じ雇用した失業者の数等)を具体的に記載すること
- 4 その他重要な事項
 - (註) 他事業との関連事業資金等について記載すること

第十四号様式 工事出来形調書

工 種	施行箇所又は番号	数	量	出来形金額		附 記
				出 賃	直 營	
何々幹線水路						
土 工	自測点 号	延長 土	メ ニ ト ル			
土 工	自測点 号	延長 土	立 方 メ ニ ト ル			
土 工	自測点 号	延長 土	立 方 メ ニ ト ル			
計						
護 岸 工	自測点 号	クリ ン ト 延 長	メ ニ ト ル			
護 岸 工	自測点 号	板 柵 延 長	メ ニ ト ル			
計						
橋 梁 工	測点 第何号橋梁 号又は	何割何分				
橋 梁 工	測点 第何号橋梁 号又は	何割何分				
計						

- 備 考
- 1 工事出来形一覽図を添付すること
 - 2 一工種で工事期間二年以上にわたるものはその出来形図(年度別に記入したもの)を添付すること

告示

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、社村輪王寺土地改良区の定款変更について、昭和二十八年十月五日認可した。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基き次のとおり肥料の登録有効期間を更新した。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号 肥料の名称 生産業者の住所氏名

二四	五、三 茶種油粕	東伯郡社村大字不入岡三二〇 田中 久雄	二八、六、二二	昭和二十八年 七月二十三日	昭和三十一年 七月二十三日
一四三	四、五	西伯郡春日村一部三〇九 田中 義夫	七、一九	昭和二十八年 八月二十一日	昭和二十一年 八月二十一日
一五一	五、三	大幡村大字遠藤 仲田 松代	七、二〇	"	"
一五二	五、二	賀野村大字市山八八五 岡田 武幸	"	"	"
一五四	五、三	淀江町淀江二二〇 陶山 義輝	"	"	"
一七五	五、二	大和村大字佐佐四九六 松井 規	八、一〇	昭和二十八年 九月十一日	昭和二十一年 九月十一日
一七八	"	米子市安部八六一 平尾 武義	"	昭和二十八年 九月十三日	昭和二十一年 九月十三日

書換した年月日

書換事項（有効期間更新）
旧 新

鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように社村妻箇崎堰土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

高松 清太郎 東伯郡北谷村大字三江

鳥取県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、気高郡東郷村本高土地改良区の定款変更について昭和二十八年十月五日認可した。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大御門村市谷土地改良区の定款変更について、昭和二十八年十月五日認可した。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一七九	"	西伯郡渡村大字渡二、二四一 松本 隆三	八、一四	"	九月十四日
一八〇	五、三	岩美郡津ノ井村大字桂木津ノ井村農業協同組合 寺坂 直次郎	"	"	"
一八二	"	鳥取市倭文二四〇ノ三 大和村 加藤 重藏	八、二五	(住所)気高郡大和村倭文 " 九月二十四日	鳥取市倭文 " 九月二十四日

鳥取県告示第四百四十四号

次のように炭疽予防注射、結核、ブルセラ検査及びひな白痢検査を実施するので家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により和牛、乳牛、馬及び鶏の所有者に対して予防注射又は検査をうけることを命ずる。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 実施の目的 炭疽予防注射、結核ブルセラ、ひな白痢検査のため

二 実施する区域 県下一円（種鶏検査申請書提出分のみ）

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

一 炭疽予防注射 生後六箇月以上の牛馬、但し分娩前後一箇月以内のものを除く

二 結核、ブルセラ検査 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌

牛、並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛但し分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く

三 ひな白痢検査 種鶏検査を受けようとする鶏

四 実施の期日 昭和二十八年十月六日から同年十二月二十五日まで

五 検査注射の別及びその方法

一 炭疽予防注射 ベスレドカ法（皮内注射法）

二 結核検査 皮内反応

三 ブルセラ検査 プルセラ急速診断法

四 ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法

別表

一 炭疽予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

十月七日 東伯郡赤碓町 同上

八日 以西村 同上

成美村 同上

安田村 同上

九日 下中山村 実施場所

二 結核、ブルセラ検査（東伯郡）

実施期日 実施区域 実施場所

十月十三日 東伯郡成美村 農林省種畜牧場 同上

赤碓町鳥取県種畜場 同上

安田村 東伯郡成美村八幡

赤碓町 同上

成美村 同上

浦安町 八橋町

八橋町 同上

下郷村 下郷村美好

上郷村 同上

古布庄村 同上

栄村 同上

上北条村 同上

下北条村 同上

大誠村 同上

十七日 三徳村 同上

十九日 三朝村 同上

旭村 同上

前の西郷村 同上

前の上井町 同上

前の花見村 同上

羽合町 同上

前の上小鴨村 同上

元の小鴨村 同上

前の北谷村 同上

前の高城村 同上

前の社村 同上

灘手村 同上

由良町 同上

下中山村 同上

（鳥取市、岩美郡）

実施期日 実施区域 実施場所

十月六日 前の大和村 同上

前 <small>の</small> 神戸村	前 <small>の</small> 湖山村	前 <small>の</small> 千代水村	前 <small>の</small> 大正村	前 <small>の</small> 豊実村、前 <small>の</small> 東郷村、前 <small>の</small> 明治村	前 <small>の</small> 美穂村	鳥取市美保	岩美郡宇倍野村	米里村	鳥取旧市内
〃	〃	〃	〃	前 <small>の</small> 豊実村	同上	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

結核検査はいずれの地区も注射後三日目を判定日とする。

人事委員会規則

人事委員会の権限を事務局長に委任する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第七号
人事委員会の権限を事務局長に委任する規則を廃止する規則

人事委員会の権限を事務局長に委任する規則（昭和二十八年鳥取県人事委員会規則第六号）は、廃止する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取